

## 中小企業経営強化税制の創設の概要と証明書発行の手続きについて

### 1. 制度の概要

中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置で、以下の要件を満たす対象設備を導入する場合、法人税・所得税や固定資産税の優遇措置が受けられるものです。

期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（2 年間）とされています。

※優遇措置の内容については、中小企業庁の HP を参照願います。

#### (1) 税制要件

① 経営強化法の認定の取得が要求されます。

主務大臣からの経営力向上計画の認定が必要です。

② 設備は先端設備(最新モデル)に限りません。

#### (2) 対象設備

①生産性が年平均 1%以上向上していること。

機械装置の場合、10 年以内に販売が開始されたもので、年平均 1%以上（旧モデル(一代前モデル)と比較して、「生産性」が 1%以上向上していることが必要です。

②最低取得金額 ; ・機械装置 160 万円以上、

・器具备品 30 万円以上（6 年以内に販売開始されたもの）

※その他、建物附属設備(60 万以上)も対象となっています。

### 2. 証明書発行の手続き及び記入方法

(1) ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「メーカー」）に証明書の発行を依頼します。

(2) 依頼を受けたメーカーは、証明書【様式 1】及びチェックリスト【様式 2】に必要事項を記入の上、当協会に提出します。

\*証明書【様式 1】及びチェックシート【様式 2】は、当協会 HP にアップしていますので、ダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出ください。様式 1、様式 2 の記載例についても HP にアップしていますのでご参考にしてください。

<http://www.systemkyokai.or.jp/>

\*製造(販売)事業者の代表者氏名は、担当部門の部長以上としてください。

\*同一設置場所(納入先)に同一製品を複数台納入する場合は、証明書、チェックリストの提出は 1 部で結構です。

\*返信用封筒に宛名を記載し同封してください（切手は貼付いただくなくても結構です）。

(3) 当協会は、証明書の発行にあたり証明書のチェックリストの記入内容に基づくメーカーからの裏付け資料を参考にして対象設備の要件を確認させて戴き証明書を発行します。その際、チェックリストは当協会と設備メーカーとの間の確認として用いるもので

すので、証明書発行後はユーザーへは証明書のみ転送となります。

(チェックリストは場合により当協会にて保管します。) 必要な根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご注意ください。

なお、メーカーにて、同一の設備型式が数多くの顧客に納入される場合は、様式1<型式認定用>の申請書にて、事前に当協会より型式毎のシリアル番号を付与したかたちで、事前に発行の証明書を発行することも可能です。(ただし、定期的に実績を当協会に報告戴く事になりますとともに証明を受けた年度(1月~12月)に限り有効となります。有効期限を過ぎたものは、当協会にて回収させて頂く事をご了承下さい。)

- (4) 当協会から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があったユーザーに証明書を転送してください。
- (5) ユーザーは、(4)の証明書を受けた設備について、経営力向上計画を作成し、認定を受ける必要があります。手続きに際しては、証明書のコピーと経営力向上計画書を所管の窓口(当協会の分については、ユーザーが所管する農林水産省の地方農政局長殿宛)に提出し、主務大臣の認定を得ることになります。
- (6) 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得する経営力向上設備等については、税制の手続きに従い申告することになります。申請する事業者(ユーザー)は、申告時に(4)の証明書、(5)の申請・認定書(いずれも写し)を添付して、法人税・所得税(国税)の優遇を受ける場合は所管の税務署へ、また、固定資産税(地方税)の軽減を図る場合は所管の自治体へ、それぞれ申告することになります。

### 3. 送付先、問い合わせ先

一般社団法人 海洋水産システム協会 研究開発部 (高橋、大窪、佐土)

〒103-0027 東京都中央区日本橋三丁目15-8

TEL 03-6411-0021 FAX 03-6411-0022

### 4. 費用

証明書発行手数料として、1部につき次の費用を証明書発行時に請求いたします。

3,000円(税別)